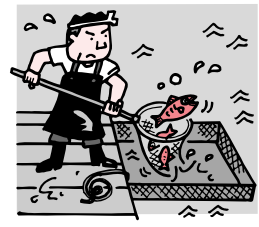


二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。

2 市町単独補助事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。



3 沿岸漁業融資資金

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、新たに制度化する。

4 内水面漁業振興対策事業

平田市の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については合併時に統する。

5 国県事業上乘せ補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、新たに制度化する。

6 漁獲共済金助成事業

各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、新たに制度化する。

7 漁業振興基金

多伎町、湖陵町、大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。

8 漁業関連施設整備計画

新市において2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。

9 漁業関連施設整備受益者分担金

平成16年度は、現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により、徴収しない。

10 漁業集落環境整備事業受益者分担金

漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。

11 漁港施設の使用料及び占有料

島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。

12 遊漁事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

13 漁業協同組合

県内の漁協一本化計画が実現できるよう調整に努める。

14 各種団体補助

現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。



本庁・支所と地域自治区

本 庁



出雲市役所を本庁、その他の市役所や役場は支所とします。

【本庁の組織、機構】

- 市全体に係る政策の推進部門
- 市全体に係る総合的な調整部門
- 総務、人事、財政、電算などの管理部門
- 新市全体として取り組む対外的な業務部門
- 各種行政委員会等及び議会の事務



旧市町の区域ごとに地域自治区を設置します。

- 地域自治区の名称 出雲地域自治区・平田地域自治区・佐田地域自治区
多伎地域自治区・湖陵地域自治区・大社地域自治区
- 地域自治区は、設置後、必要に応じて制度を評価し、見直しを図ります。
- 地域自治区に、地域協議会を設置します。

地域自治区（旧市町単位）

地域協議会

地域協議会の構成員は20人程度とし、各地域自治区内の住民から市長が選任

【地域協議会の権限】

- 市長により諮問されたもの、又は必要と認めるものについて、審議し、市長に意見を述べる。
- 支所が所掌する事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務
- 地域内住民との連携の強化に関する事項
- 市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項（当該区域に係るもの）を決定又は変更しようとする場合には、地域協議会の意見を聴く
- 市長は、地域協議会の意見を勘案し、必要と認めるとき適切な措置を講じる

支 所

支所長(事務所の長)は、理事職の事務吏員を充てる

【支所の機能】

- 窓口業務
 - 住民登録 ○税務 ○年金など
- 住民生活に密着した業務
 - 福祉サービス
 - 公民館等の運営
 - 生活道路・下水路修繕 など
- 地域の防災拠点としての業務
- 本庁と一体となった、所管区域の地域振興策の調整、実現
- 地域協議会と連携した、地域まちづくり計画の策定、地域振興まちづくり予算の執行

※旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保

代表者

- 自治組織 自治会・自治協会・区長会・町内会
- 各種団体 教育・文化・スポーツ・福祉・産業・消防防災・コミュニティ・NPO・その他公的団体

参加

地域住民

連携協働

財産及び債務の取扱い

2市4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

地域自治区の設置

【総務・企画小委員会付託案件】

新市建設計画「出雲の國づくり大綱」の趣旨に則り、新市において地域住民の意見を反映させ、住

第9回協議会での決定(議案)事項

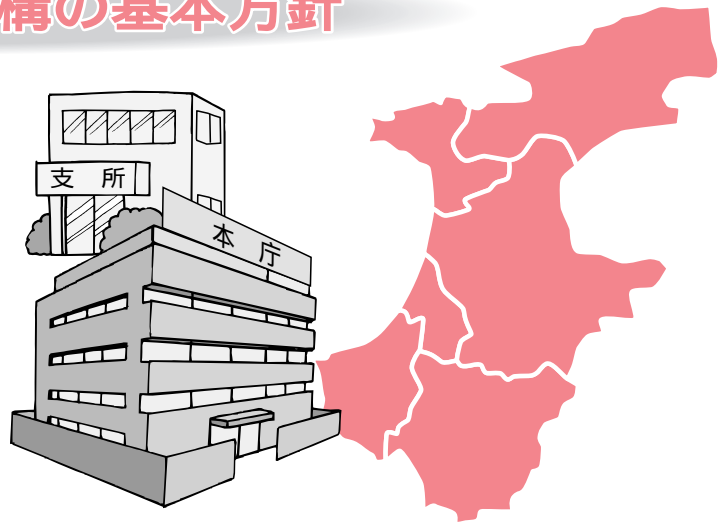
民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、2市4町の区域ごとに、地方自治法202条の4の規定に基づく地域自治区を設置する。



新市における組織・機構の基本方針

1. 総括方針

- (1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
- (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
- (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
- (4) 市民の声を適正に反映することができる組織、機構
- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構



2. 段階的整備方針

組織、機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。

- (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。
また、教育文化行政組織については、合併当初においては、各市町の現在の取り組みに鑑み、市長部局、教育行政部局に適宜組み込んだ組織体制とするが、3年以内を目途に統一的な組織体制を構築することとする。
- (2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。
- (3) 合併10年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。

3. 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は2市4町の既存庁舎を有効活用する。
- (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、佐田町役場、多伎町役場、湖陵町役場及び大社町役場については支所とする。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等及び議会の事務を所掌する。
- (4) 支所は、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水道修繕など）を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、合併前の市町の区域を所管区域とし、新市が推進する21世紀出雲の国づくり計画の地域別整備方針及び地域ごとに策定する地域まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。
なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保する。

組織及び機構の取扱い

【総務・企画小委員会付託案件】

新市における組織及び機構の取扱いについては、左記の「新市に

おける組織・機構の基本方針」に基づき構築する

参考

支所の機能の考え方

支所のあり方

- * 合併による行政コストの縮減、組織のスリム化の観点から、職員、住民の意識改革による創造的分権型行政の構築を踏まえた支所を目指す。
- * 主体性を持った支所の運営にあたっては支所長をあて、理事職に補する。

地域防災センターとしての拠点機能

- * 防災に際し、住民に一番身近な初期体制が必要との視点から、支所に地域防災センターとしての拠点機能を確保する。

地域振興まちづくり予算の執行

- * 地域協議会との連携を図り、地域の特色を發揮させるため、地域振興・地域協働・地域コミュニティの予算を、支所長が地域協議会の意見を聴き、主体的に執行する。

教育行政組織の考え方

生涯学習・生涯スポーツ・文化振興等の所管

各市町での取り組み状況、新市での効率的な行政運営、国の教育委員会制度の検討状況を勘案し、将来を見据えた柔軟で創造的な組織体制、事業を、3年を目途に構築するべく現時点では整理する。

* 市長部局で所管するもの

- ・ 地域振興としての文化振興
- ・ 地域振興としてのスポーツ振興
- ・ 地域振興としての文化財の活用

* 教育委員会部局で所管するもの

- ・ 学校教育と連携した社会教育
- ・ 文化財の調査



教育協議会（仮称）の設置

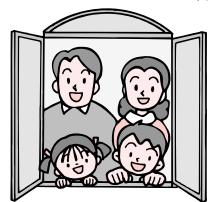
各分野のそれぞれ専門の委員で構成された教育協議会（仮称）を設置して、新市の教育委員と様々な立場から意見交換、協議を行い、教育行政について連携・協力を図る。

2 行政連絡員制度
各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。

2 行政連絡員制度

出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。

(2) 集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成



自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおりに新市に引き継ぎ、平成18年度から事業及び活動助成制度を創設し移行する。

(1) コミュニティ活動助成

1 地域コミュニティ支援
住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。

1 地域コミュニティ支援

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱い
【総務・企画小委員会付託案件】

2 固定資産税の課税免除

1 固定資産税の不均一課税
鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

地方税の取扱い（その2）
【総務・企画小委員会付託案件】



各種事務事業（生涯学習関係）の取扱い

【福祉・教育小委員会付託案件】

1 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を1月に開催する。



2 社会教育関係団体等への補助金

(1) 青少年健全育成市民会議補助金

次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

(2) 各種団体への補助（青年団体、女性団体、成人団体等）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3 公民館・コミュニティセンター

(1) 施設

公民館・コミュニティセンター（以下「公民館等」という。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、佐田町中央公民館は文化施設として活用する。

(2) 運営

公民館等が行っている業務は、現状のとおり維持・継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。

住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は徴収しない。

営利を目的とする行為（団体）には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

(3) 生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、

合併後当分の間は直接執行する。



4 生涯学習関連施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

7 図書館

(1) 図書館事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。

また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

(2) 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。



(3) 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に以下のとおり統一する方向で調整する。

平日 10時～19時
土曜・日曜・祝日 10時～18時

ただし、公民館内に設置されている2施設については、その施設の都合を考慮する。

(4) 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。



出雲地区合併協議会 委員の交代

【佐田町】

●議長

深井徹郎

➡ 渡部 勝

(福祉・教育小委員会所属)

●議会推薦

山本京太郎

➡ 深井徹郎

(総務・企画及び産業・建設小委員会所属)

合併協定項目と協議状況（平成16年7月現在）

協定項目	協議区分	提案	決定	備考
1 合併の方式	引継ぎ	第2回	第2回	
2 合併の期日	再協議	第2回	第3回	
3 新市の名称	引継ぎ	第2回	第2回	
4 新市の事務所の位置	引継ぎ	第2回	第2回	
5 町、字の区域及び名称の取扱い	再協議	第4回	第4回	
6 慣行の取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
7 財産及び債務の取扱い	再協議	第3回	第9回	
8 条例、規則等の取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
9 議会議員の定数及び任期の取扱い	再協議	第2回	第7回	
10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	再協議	第2回	第6回	
11 一般職の職員の身分の取扱い	その1	再協議	第6回	総務・企画小委員会付託
	その2(職員定数)		第7回	
12 特別職の身分の取扱い	再協議	第2回	第3回	
13 組織及び機構の取扱い	再協議	第8回	第9回	
14 一部事務組合等の取扱い	再協議	第6回	第7回	
15 公共的団体等の取扱い	再協議	第2回	第2回	
16 消防、救急の取扱い	再協議	第6回		総務・企画小委員会付託
17 地域自治区の設置	再協議	第8回	第9回	
18 地方税の取扱い	その1	再協議	第6回	第7回
	その2(固定資産税)		第8回	
19 使用料、手数料等の取扱い	再協議	第2回	第2回	
20 補助金、交付金等の取扱い	再協議	第2回	第2回	
21 国民健康保険事業の取扱い	再協議	第6回	第7回	
22 介護保険事業の取扱い	再協議	第6回	第7回	
23 電算システムの取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
24 各種事務事業の取扱い	引継ぎ	第2回	第2回	
(1) 総合計画	引継ぎ	第2回	第2回	
(2) 広報広聴	引継ぎ	第2回	第2回	
(3) 交通政策	再協議	第2回	第2回	
(4) 国内・国際交流	引継ぎ	第2回	第2回	
(5) 男女共同参画	引継ぎ	第2回	第2回	
(6) 行政改革大綱	再協議	第4回	第5回	

協定項目	協議区分	提案	決定	備考	
24 (7) 情報公開	引継ぎ	第2回	第2回		
(8) 儀式・表彰	引継ぎ	第2回	第2回		
(9) 地域メディア・行政連絡員	再協議	第8回	第9回		
(10) 金融機関等の指定	引継ぎ	第2回	第2回		
(11) 窓口業務	再協議	第5回	第6回		
(12) 保健事業	再協議	第5回	第6回		
(13) 病院、診療所	再協議	第6回	第7回		
(14) 障害者福祉	引継ぎ	第2回	第2回		
(15) 高齢者福祉	引継ぎ	第2回	第2回		
(16) 児童福祉	引継ぎ	第2回	第2回		
(17) その他福祉	引継ぎ	第2回	第2回		
(18) 保育	再協議	第5回	第7回		
(19) 環境	再協議	第7回	第8回		
(20) 人権同和	引継ぎ	第2回	第2回		
(21) 農林	その1(農業・林業)	再協議	第3回	第4回	
	その2(受益者分担金)		第6回		第7回
(22) 水産	再協議	第7回	第8回		
(23) 観光商工	再協議	第4回	第5回		
(24) 生涯学習	再協議	第8回	第9回		
(25) 文化・スポーツ	引継ぎ	第2回	第2回		
(26) 学校教育	引継ぎ	第2回	第2回		
(27) 建設	引継ぎ	第2回	第2回		
(28) 公営住宅	引継ぎ	第2回	第2回		
(29) 上下水道		再協議	第5回	第7回	
			第5回		第7回
			第5回		第7回
			第5回		第7回
(30) 都市計画	引継ぎ	第2回	第2回		
(31) 建築・景観	再協議	第2回	第3回		
(32) 防災関係	引継ぎ	第2回	第2回		
(33) 新エネルギー・省エネルギー	引継ぎ	第2回	第2回		
25 新市建設計画	出雲の国づくり大綱	再協議	第3回	第9回	中間とりまとめ
	基本方針		第4回		
	主要施策等		第8回		

引継ぎ 2市5町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐもの

再協議 国の制度改正等の状況変化や枠組みの変更に伴い、調整方針を再協議するもの

3つの小委員会での協議風景



総務・企画小委員会



福祉・教育小委員会



産業・建設小委員会

協議会事務局からのお知らせ

7月に開催した合併協議会において、上記合併協定項目の提案は全て終了しました。8月に開催する合併協議会において、未決定の2項目を確認し、各市町での住民説明会を経て、9月1日(水)に、合併調印式の開催を予定しています。

詳しい日程・場所等は、各市町の広報等を通じてお知らせする予定です。

